

## 監督・安全衛生等業務の業務・システムの見直し方針

2005年（平成17年）6月21日

厚生労働省情報政策会議決定

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、以下のとおり、監督・安全衛生等業務の業務・システム見直し方針を定める。

なお、本見直し方針は、労働基準行政情報システム刷新可能性調査報告書（平成16年11月）を踏まえた上で、平成17年2月2日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局が策定した「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第4版」に沿って、業務・システム全体に関する必要な見直しを行うものである。

厚生労働省は、本見直し方針に沿って、監督・安全衛生等業務の業務・システムについて必要な見直しを行い、最適化に取り組むものとする。

### 第1 対象範囲

監督・安全衛生等業務は、「労働条件の確保・改善」及び「労働者の安全と健康の確保」に代表される、適正な労働条件の履行確保をめざす業務を言う。具体的には、①労働基準監督制度に基づき、事業場や工場に臨検監督を実施し、労働基準関係法令違反に対しては事業主等にその改善を求め、危険性の高い機械・設備等についてはその場で使用停止などを命じる行政処分を行い、労働基準関係法令違反が悪質な場合は司法処分を行う業務、②労働災害防止計画を定め、死亡災害の撲滅、労働災害の減少を図るほか、業務と過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の減少を図り、重大な労働災害が発生した場合は、災害調査を実施し、その原因究明と再発防止についての必要な指導を行う業務、③最低賃金額の決定及び履行確保を行う業務等を遂行する。

本見直し方針が対象とする業務・システムは、上記の監督・安全衛生等業務及びその施行事務並びに監督・安全衛生等業務における業務処理の支援を行う労働基準行政情報システムとする。

### 第2 最適化の基本理念

監督・安全衛生等業務及び労働基準行政情報システムの最適化に当たっては、①業務効率化の観点から、投資対効果を踏まえたシステム機能の拡充及び現状の業務処理プロセスの統一化・合理化、②業務水準を下げないことを前提としたシステム費用節減、システムの整備・運用に必要な各種資源への効率的・効果的な投資、③IT（情報通信技術）の進展に応じた情報システムの相互運用性、可搬性、拡張容易性の向上、

④安全性・信頼性の向上・強化、⑤国民等のニーズに対応した使用者の利便性の向上を目指すことを基本理念とする。

### 第3 現状及び課題等

#### 1 監督・安全衛生等業務の業務・システムの現状

##### (1) 業務の現状

監督・安全衛生等業務は、「労働条件の確保・改善」及び「労働者の安全と健康の確保」を推進することであり、日常の行政活動を通じて把握した労働条件等に関する具体的かつ膨大な情報を効率的に集約、分析し、国民のニーズに対応した的確な施策の決定及びそれに基づく機動的な行政運営を行うことが求められている。

平成15年中に事業場に赴き臨検監督を実施した件数は年間およそ16万4千件、司法処分として検察庁に送検した件数は年間およそ1,400件である。

##### (2) システムの現状

労働基準行政情報システムは、監督・安全衛生等業務における業務処理の合理化・迅速化を図り、行政サービスの向上を目的として設計当初からオープン系技術を導入し開発され、16のサブシステムから構築されており、約190万件の事業場情報及びその関連情報を保有しているシステムである。

システム運用は、本省のサーバ設備と全国47箇所の都道府県労働局（以下「局」という。）、同341箇所の労働基準監督署（以下「署」という。）に設置されるサーバや専用端末機約8,400台を専用線（IP-VPN網）で結ぶ分散サーバ方式で運用し、職員への業務支援、並びに国民に対する情報提供等の国民サービスを行っている。

#### 2 業務・システムにおける課題

##### (1) 業務における課題

ア 労働相談は、その相談内容が非常に多岐にわたっており、相談内容によっては、複雑困難な判断を迫られるものが多い状況にある。来訪者等への対応に臨検監督等の庁外業務と同程度の時間を要している。

イ 局における労働安全衛生法に基づく免許管理業務は、システム化されている業務プロセスとシステム化されていない業務プロセスが混在しており、本人確認等の審査などシステム化されていない業務プロセスを経るため、免許証発行までの業務に多くの処理時間を要している。

ウ 各種申請・届出等に関しては、紙の受付処理簿等に内容を記載する方式を採用しているものが多く、システム化による業務処理支援が可能であるものが多いにもかかわらず、その件数を集計し、内容の統計等を作成する際に、再度職員による手作業が発生しており、業務負担となっている。

エ 申告処理台帳の作成、申告処理台帳索引簿の記入、未払賃金立替払における確認台帳、認定復命書の作成、個別指導の復命書等の作成、特定機械等の検査台帳の作成などの業務については紙における処理を行っているのが現状であり、システム化による業務の効率化の余地があるものがある。

## (2) システムにおける課題

### ア 機能

労働基準行政情報システムは平成7年から段階的に開発を進め、平成10年10月のシステム稼働後においても、順次、必要な機能拡充を続けてきているが、システム構築が進展中であるため対象業務とシステムがカバーしている業務が未だ一致しておらず、各業務処理プロセスに対する必要かつ十分な機能が実現されていない状況にあり、業務処理上の非効率が発生している。業務処理の効率化のためには、システムが各業務プロセス全体をカバーした業務処理支援機能が必要である。

現システムで実装している機能についても、

- ① 検索機能について、情報検索の分類が現在の産業構造にあった細分類の未整備、他の署での指導状況等に関する検索条件の制約事項があるため、目的に沿った有効かつ自由な検索ができず、データベースの有効活用がされていない。
- ② サブシステムで保有しているデータベースが個々に分散しているが、各データベース間のリンク付けが充分ではなく、各データベースに蓄積されている情報共有に関して十分な連携がされていない状況にある。
- ③ システムにより監督指導と安全衛生指導それぞれの対象事業場を選定した場合、同一事業場を選択してしまう場合があるなど各業務をカバーしているシステム機能間の情報共有も十分ではない。
- ④ 事業場基本情報などに蓄積されている情報について、他システム機能等からの最新情報の自動取り込み機能がないため、監督・指導による結果情報登録以外の最新情報の反映機会が少ない状況となっている。
- ⑤ 毎年度実施されている行政運営方針策定、または地方労働基準監察に必要な情報の取得については、定型的な処理が可能であるにもかかわらず定型的な処理を行う機能がない。
- ⑥ 現場に赴く庁外業務が多く、日中にシステムを使用できる時間が少ない。

### イ 性能

全国341の署のうち、ほとんどが64Kbpsの通信回線で接続されているが、平成10年10月のシステム稼働後、順次、機能拡張を行った結果、通信回線に負担がかかるようになり、十分な処理速度を確保しているとは言い難い状況が発生し

ている。現状においては、通信回線の負担を軽減させるため、各署に配備されているメール装置（MU）に必要以上の機能を搭載させており、システム構成を複雑化させている。

光無線 LAN が切断されやすく、そのことによる通信障害が発生し、業務の非効率が発生している。

#### ウ 拡張性

既にオープン系の技術を用いたサーバ機器を設置し、拡張性ある機器を選択しているが、分散サーバ方式による対象機器の台数が多いことは、システム変更の期間・費用がかかる要素となる。

#### エ 保守、運用管理

- ① 分散サーバ方式は、地域性に沿ったネットワーク構成を取り得ること、また、故障発生の際の影響範囲を限定することができるなどの利点がある反面、サーバなどの機器の保守・運用コストが増える要素となる。
- ② 分散サーバ方式における各署に設置される機器の台数、通信回線への負担を考慮すると、システム稼働の基礎データとなる CPU 利用率等のログが日常的に取得しづらい。
- ③ システム稼働におけるサービスレベルに関する要件が明確に提示できていないこと、また、システム担当者への専門的かつ継続的な個別教育の実施が十分でないことから、システム稼働における要件を適切に管理する能力、技術が組織内部に蓄積されにくくなっている。

#### オ 安全、信頼面

- ① 分散サーバ方式では、広範囲に、かつ、多くの機器を管理する必要があるため、物理的にセキュリティ対策の費用、時間等がかかる。
- ② システムとしてのセキュリティ機能に依存する部分が多く、厚生労働省セキュリティポリシーに基づく対策、職員に対する教育が十分実施されているとは言い難い。

#### カ システム構成における課題

既にオープン系の標準技術を多く採用したシステム構成であり、他システムとの連携など将来的なシステム拡張にも柔軟に対応可能であるが、最新技術動向を考慮すると、サーバの集中管理の技術、個人情報保護等の観点からの本人認証等の技術について改善の余地がある。

#### キ 契約（調達方式）

現状の契約は、データ通信サービス契約とそれ以外の契約からなっており、いずれも随意契約となっている。

データ通信サービス契約は、業者の見積書等について明確な内訳が示されておらず、また職員側でも見積書等に対して正確な評価がしづらいために、ベン

ダ主導の企画・設計・開発になりがちであること、いったんデータ通信サービスで契約すると長期間にわたり特定のベンダとの随意契約が続く傾向にあることなどの問題が指摘されている。

#### 第4 見直し方針

上記第3の2や電子政府構築計画、刷新可能性調査報告書とそれに対する助言等を踏まえ、監督・安全衛生等業務の業務・システムにおける見直し方針は、以下のとおりとする。

##### 1 業務の見直し方針

###### (1) 相談業務の効率化のための対応

件数、業務量とも膨大である相談業務は、一般の労働関係法令に関する電話の問い合わせについては、録音音声で対応し、ある程度具体的な問題についても、インターネットのホームページの画面案内により対応することが可能である。また、これまで限られた開庁時間でしか対応できないという問題についても24時間の対応が可能となる。

相談に関する情報は、日々の相談事案をデータベース登録することが有効であり、職員への対応支援、傾向分析等が可能となる。また相談者のプライバシーを侵害しない範囲でホームページに情報を掲載することにより、他の相談者への情報提供に寄与することが可能となることから、府省共通業務・システムである苦情・相談対応業務の業務・システムの最適化の動向を踏まえ、相談に関するシステム及びデータベースの構築を行う等による業務効率化について検討する。

###### (2) 労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化等

免許管理業務は、局において行っているものであり、特に免許試験場が所在する7つの局においては、試験合格による新規免許の発給事務を集中化しているため免許管理に係る業務量が多い。

免許管理業務については定型的に処理できる内容も多いため、安全衛生業務の中でも専門的に処理を行うセクションを設け、当該セクションに一層業務を集中させること等による業務効率化について、申請者の利便性を考慮しつつ、検討する。

なお、免許管理業務に加え、他のシステム化による業務効率化が見込める業務についても、技術的な実現可能性を含め、システム化について検討を行う。

###### (3) 手作業業務の早期システム化

申告処理台帳の作成、索引簿の記入、個別指導の復命書等の作成、特定機械等の検査台帳の作成などの業務については、紙への記載で行われているのが現状で

あり、これら手作業業務の処理に当たり必要な見直し等を行った上で、効果的にシステム化することにより書類作成における効率化、データベース構築による検索、照会機能の充実を図ること等による業務効率化を検討する。

#### (4) 検索処理機能の向上

システム登録された約 190 万件の事業場情報及びその関連情報を効率的に集約、分析することが必要であるため、検索エンジンの高速化を行い、さらにリアル検索、全文検索、あいまい検索など検索処理機能の向上を図ること等による業務効率化を図ることを検討する。

#### (5) 各業務、組織間の情報共有

監督業務と安全衛生業務など、相互の情報を把握することで、監督等を実施する事業場選定や指導の重複が避けられるだけでなく、情報共有による監督・指導の充実を図ることができるため、有効活用が見込まれる情報は参照権限等の制約を見直し、業務に関連のない情報についてはアクセス制限を強化するなど、システム利用権限を見直すことによる業務効率化を検討する。

その際、業務要件に適応した柔軟な権限設定を可能とし、さらに、他システムとの連携においては、アクセス制限を厳格に行う。

#### (6) 外部情報収集の充実

監督・指導等で把握した情報以外に、さまざまな外部情報が必要となっていることから、インターネット検索や外部オンラインデータベースサービスの利用環境を見直すことによる業務効率化を検討する。なお、利用環境を拡大する際には、十分なセキュリティ対策を講じる。

#### (7) 現場におけるモバイル端末の活用

現場に赴く庁外業務が多く、限られた時間内にシステムを使用することが難しいという業務特性を考慮して、現場での情報検索、監督・指導結果の登録等が行えるモバイル端末の導入等を検討し、システムの効果的な活用を図る。

#### (8) OCIR 装置の集約

署の窓口における OCIR での読み取り処理が必要な手続で、預かり処理を基本とするものについては、入力作業をセンタ（上石神井庁舎等）に集中し、OCIR の窓口設置台数を現在の半数程度（1局当たり 5 台程度）に削減して、入力業務の軽減、機器コストの削減を図ることを検討する。

## (9) 最低賃金決定に係る調査業務等の外部委託

最低賃金決定の検討のために必要な基礎資料の収集及び統計調査業務については、可能な限り外部委託を行い、職員の作業負担を軽減することを検討する。

## 2 システムの見直し方針

### (1) データ処理の見直し

監督・安全衛生業務計画の策定あるいは監督・安全衛生指導等の実施のための事業場選定その他において、正確かつ詳細な事業場情報が求められる。今後、サブシステムへの情報入力基準の見直し、データベースの連携・統合、他システムとの情報連携を進め、複雑多様化する事業場情報を効果的に保持する。これらの情報は、労働条件の確保等の行政目的に沿った切り口から分析できるようデータウェアハウスに格納し、統計、分析処理の高度化を進め、さらには国民に対しての情報提供などデータの有効活用を図ることを検討する。

### (2) 運用方法の見直し

#### ア 情報の重要性及び脅威の評価並びにシステム環境基準の設定

厚生労働省セキュリティポリシーに規定される情報システム内及び情報システム間でやり取りされる情報の重要性（機密性、完全性及び可用性）分類を行い、発生し得る脅威及びこれにより情報システムが影響を受けるリスク（危険度）を評価し、当システムにおけるセキュリティ基準を的確に設定する。

#### イ セキュリティ運用マニュアルの整備

システムの運用実態に即したセキュリティ運用マニュアルの整備を行い、組織・技術・物理環境等の変化への対応するべく、定期的な見直しを行う。また、運用マニュアル等の遵守状況を定期的に把握する。

#### ウ 専門的かつ継続的なセキュリティ教育の実施

業務研修時に情報セキュリティ科目を加えるなどシステムの利用者に対する個別教育の実施を行い、セキュリティ意識を高める。また、システムの開発、運用担当者に対する専門的かつ継続的な個別教育を実施し、業務において習得したノウハウを引き継ぐ体制を整える。

#### エ その他の情報セキュリティの強化

個人情報保護などの観点から、以下の情報セキュリティ強化を図る。

- ・個人を特定できる本人識別用カードの配布（あるいは生体認証システムの導入）による確実な本人認証の実現
- ・システム及びデータへの個人別アクセス記録の採取
- ・ネットワークへの不正侵入、内部犯行を考慮したセキュリティ対策の実施
- ・端末における電子データ保管機能の制限の見直し

- ・ 個人別アクセスログの分析、警告機能の実現
- ・ 非常勤職員に対する ID 発行

### (3) システム構成に関する見直し

#### ア 局・署サーバ装置の集中管理

局署に分散設置しているサーバについて、回線速度を増強した上で、センタ（上石神井庁舎及びバックアップセンタ）で集中管理することにより、運用・保守・管理費用の削減を図るための検討を行う。

#### イ シン・クライアント端末等の汎用化

業務に必要な能力を低下させないことを前提に、専用のシン・クライアント端末及び OCIR（文字・画像読取装置）から汎用製品へ切り替えることで、コスト削減を図るための検討を行う。

#### ウ 光無線 LAN から有線 LAN への変更

各局署の OA フロア化の進展状況を見ながら、光無線 LAN から有線 LAN に変更することで、通信障害の事象を解決するとともに、光無線通信装置に係る費用を削減することを検討する。

#### エ 他システムとのネットワーク、端末の共有・一元化

労働基準局内には、当システム以外に「労災行政情報管理システム」、「労働保険適用徴収システム」があるが、それぞれがネットワーク、端末を有していることから、ネットワークセキュリティ、業務アクセス制御を厳格に適用しながら、厚生労働省ネットワーク（共通システム）の最適化の動向を踏まえ、システム的な統合を視野に入れ、ネットワーク、端末の共有・一元化を図るための検討を行う。

### (4) 電子申請にかかる連携

総務省が中心となって策定する電子申請等受付業務・システムの最適化の動向を踏まえ、e-Gov（電子政府の総合窓口）に設置される窓口システムの利用について、汎用受付システムとの連携を図りながら、システム機能を整備することを検討する。

## 3 調達方式等の見直し方針

### (1) 調達方式（契約方式）の見直し

調達は原則として競争入札とするものとし、調達側において、CIO 補佐官を積極的に活用するとともに、これを主体的に実行できる体制や人材の確保等を早急に行うことにより、競争入札による調達価格の低減が可能となるよう検討する。

なお、調達に当たっては、汎用パッケージソフトウェアの利用、ハードウェア

とソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）も検討する。

（２）著作権等の知的所有権の整理

プログラム改変等の際には、その後の競争入札等が可能となるよう、著作権等の知的所有権のあり方について検討する。

（３）国庫債務負担行為の活用

システム開発等の調達に際しては、国庫債務負担行為の有効活用を検討する。

（４）データ通信サービスの契約の見直し

データ通信サービス契約については、その妥当性を検証した上で契約方式について検討する。

４ その他

上記の他、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第４版」の別添３「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、見直しを行う。

第５ 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ厚生労働省情報政策会議の下、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第４版」に沿って、厚生労働省は２００５年（平成１７年）度末までのできる限り早い時期に監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画を策定する。